

(那覇市教育委員会指導による学校様式)

インフルエンザ治癒報告書

学校保健安全法施行規則第19条第2項(平成24年4月1日改正)により、インフルエンザによる出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼稚園児3日)を経過するまで」となりました。登校(登園)させる際は、医師の指示を受け、下記の記入欄に保護者で記入し学校(園)に提出してください。この治癒報告書は医療機関で記入してもらうものではありません。

保護者記入欄			
○学年・組 児童・園児氏名		年	組 氏名
○医療機関(病院)名			
○発症日		平成	年 月 日 ()
登校・登園の扱い	体温測定月日	測定時間:体温	
出席停止	月 日() 発症日	午前 時 分 度	午後 時 分 度
出席停止	月 日() 1日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
出席停止	月 日() 2日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
出席停止	月 日() 3日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
出席停止	月 日() 4日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
出席停止	月 日() 5日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
2日経過で解熱後 (幼稚園児は3日経過) であれば登校可能	月 日() 6日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
	月 日() 7日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
	月 日() 8日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
	月 日() 9日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
	月 日() 10日目	午前 時 分 度	午後 時 分 度
※発熱期間が長く記録欄が足りないときは、別の記録用紙を添付するなどしてください。			

那覇市立真地小学校・幼稚園
校長・園長 知念 智行 様

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日(幼稚園児3日)を経過したので、出席停止措置の中止をお願いします。

平成 年 月 日

上記児童・園児 保護者氏名

印